



2020年12月18日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 CEO 車谷 暢昭  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
石山 一可  
Tel 03-3457-2100

(開示事項の経過) 第181期定時株主総会における議決権行使の集計について

当社は第181期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)における議決権行使書集計結果を訂正するために、本日、2020年8月4日付臨時報告書の訂正報告書を提出いたしますのでお知らせします。

なお、本訂正によって、本定時株主総会で上程された議案の可決否決の結果が変更されるものではありません。

## 記

### 1. 経緯

当社は、2020年9月18日付「第181期定時株主総会における議決権行使の集計について」にて、本定時株主総会において、郵送により発信された議決権行使書の一部が議決権行使結果に反映されていなかったとの指摘を一部株主から受けたこと、それを受けて議決権の事前行使の集計を担当する三井住友信託銀行株式会社(以下、「SMTB」といいます。)及び本議決権行使書を郵便物として取り扱った日本郵便株式会社(以下、「日本郵便」といいます。)に本議決権行使書の配送および集計状況についての調査を要請し、報告を受けた内容をお知らせいたしました。

その際にお知らせしたSMTBの報告によれば、2020年7月30日までに物理的に持ち込まれていたものの有効な議決権として集計されていなかった議決権行使書は1,139枚、議決権数合計は58,747個(議決権比率1.3%)でありました。この点、SMTBからは、2020年7月30日までに物理的に持ち込まれていたものの有効な議決権として集計されていなかった議決権行使書のうち、有効な議決権行使として修正計上すべきものの数は、既に電子行使されていたものを含めると1,142枚であり、再集計結果には反映済であるとの補足を別途受けました。また、SMTBからは来年以降に開催される株主総会における議決権集計の再発防止策についても説明を受けました。

当社としては、さらに客観性及び透明性を担保するため、社外取締役のみで構成されている当社監査委員会が、SMTBの調査方法及びその結果の相当性について、外部の法律事務所へ委託して検証を行うこと、SMTBの報告と日本郵便株式会社の報告との間で一部整合しな

い内容について追加の確認を求めることをお知らせしていましたが、当該検証に基づき監査委員会が取り纏めた意見書（以下、「監査委員会意見書」といいます。）の主旨に基づき、当社第 181 期定時株主総会における議決権行使書集計結果を訂正することとしたものです。

なお、先付処理を含む SMTB が行っていた集計業務の内容については、同社の 2020 年 9 月 24 日付「当社取引先の議決権行使書集計に係る業務についての調査結果のお知らせ」を参照いたします。

## 2. SMTB の調査方法及びその結果の相当性に関する外部法律事務所による調査結果報告書及び監査委員会意見書の概要

監査委員会意見書の内容および、その前提となった外部法律事務所（鳥飼総合法律事務所）の調査結果報告書（以下「鳥飼報告」という。）の概要は以下のとおりです。なお、先付処理の概要については、すでに三井住友信託銀行から公表されているため、その記載を省略しております。

### ①鳥飼報告の概要

#### (1)調査の概要

- 日本郵便による議決権行使書の配送プロセスについて、当社議決権行使書は大口専用番号（大口符定番号）が付された料金受取人払郵便物であったことから、当該方式の郵便処理を中心に、通常の場合と先付処理の場合それぞれについて確認をおこなった。
- 日本株主データサービス株式会社（以下、「JaSt」という。）における議決権集計プロセスについて、通常の場合と先付処理の場合それぞれについて確認を行った。

#### (2)「先付処理」の全体像 (省略)

#### (3)SMTB の説明と日本郵便の説明が整合しない点の検討

- 日本郵便の報告に基づけば、日本橋郵便局、新東京郵便局及び銀座郵便局で引き受けられた議決権行使書で、7 月 27 日「00-08」「08-12」「12-18」の消印が付されたもの（これらは、鳥飼総合法律事務所を確認したものだけでも 22 通は存在する。）は、7 月 29 日に物理的に JaSt に到着したはずということになる。他方、SMTB の報告に基づけば、7 月 27 日の消印が付された議決権行使書で 7 月 29 日に実際に JaSt に到着したもの（JaSt の先付処理ベースで 7 月 30 日到着分として処理されていたもの）は、2 通だけであった。
- 日本郵便の説明が正しいとすると、SMTB（JaSt）において、「先付処理」とは別に、JaSt に到着した議決権行使書の全てが即日に処理されず、到着日の翌日以降に処理されていたなどの問題が生じていた可能性を疑う必要が生じる。
- この点、日本郵便の報告は関係局の業務状況等から可能な限り、議決権行使書の配達経路を調査したものであるところ、議決権行使書は無記録の郵便物であり引受から配達まで記録がないことから、配達日を特定することはできないとのことであった。
- 他方、SMTB からは、JaSt の作業状況等を確認することができる資料の閲覧を許され、これを閲覧した。その結果、少なくとも本年 7 月 30 日において、前日に郵便局から配達を受けたらしき議決権行使書が未処理のまま残置されていた形跡はなく、また、7 月 30 日の午前 9 時 15 分頃に郵便局から配達を受けた議決権行使書の全てが同日中

にイメージ処理されているという説明と整合する作業が行われていたことが確認された。

- さらに、JaSt と杉並南郵便局の間では、議決権行使期間内に JaSt に配達された場合の郵便料金と議決権行使期間経過後に配達された場合の郵便料金を異なるものとする取扱いがなされており、しかも、議決権行使期間の最終日に持ち込まれた議決権行使書の郵便料金は、議決権行使期間内に配達された場合の郵便料金ではなく、議決権行使期間経過後に配達された場合の郵便料金で算定されることとされていたため、仮に 7 月 29 日に持ち込まれていた議決権行使書の多くが、JaSt の作業の遅れ等によって 7 月 30 日に持ち込まれたものとして処理され、その郵便料金が議決権行使期間経過後に配達された場合の郵便料金で算定されていたとすれば、杉並南郵便局から何等かの指摘がなされていて然るべきであるが、実際にはそのような指摘がなされたことはなかった。
- これらによれば、少なくとも本定時株主総会における当社の議決権行使書において、「先付処理」の問題を超えて、7 月 30 日に JaSt に到着した議決権行使書のみならず、同月 29 日以前に到着していた議決権行使書までもが、議決権行使期間後に到着したのものとして処理されていた等の問題があった可能性は高くない。
- 以上を総合すれば、先付処理の内容に関する SMTB の説明内容が、事実と異なるものである可能性は高くないものと思料される。そして、SMTB 修正報告にかかる調査結果は、かかる先付処理の内容を前提に、真実には本年 7 月 30 日に JaSt に到着していた議決権行使書を割り出して、これを議決権行使期間内に到着したのものとして再集計した結果であると認められる。

#### (4)まとめ

- SMTB 修正報告にかかる調査の方法及びその結果を、不相当とすべき特段の事情は認められない。

## ②監査委員会意見書の概要

- 鳥飼報告により、当該修正計上すべき議決権行使書の通数を含む SMTB による修正報告につき、その調査方法及び結果を不相当とすべき特段の事情は認められないとの報告を受けた。
- 議決権行使書による権利行使は、当該議決権行使書面が実際に JaSt に到着した時点をもって為されたものとして扱う必要があるが、JaSt の先付処理により、物理的には本定時株主総会の議決権行使期間満了までに受領したものの、有効な議決権行使として集計しなかった議決権行使を生じさせていたことは、誤った処理である。
- ただし、修正計上すべき議決権行使書にかかる議決権数は、議決権比率にして約 1.3%であり、本定時株主総会における各議案の定足数や決議結果に変動が生じ得る数ではないこと、および、本定時株主総会の日より既に 3 か月を超える期間が経過していることに鑑みれば、本定時株主総会の各議案の決議の効力に影響を及ぼす瑕疵はない。
- SMTB が、金融庁による監督のもと厳格な内部統制の要求される金融機関であるうえ、東京証券取引所の承認を受けた株式事務代行機関であること、また、先付処理の存在は、本件の調査を端緒として初めて明るみに出たものであり、当社のみならず、SMTB へ株式事務を委託する他の上場会社においても、知りえないものであった

ことに鑑みれば、これまで、当社において株主総会の議決権行使結果の集計を含む株式事務を、SMTBに委託してきたことの妥当性についても、特段の疑義はない。

- ▶ ただし、議決権行使という株主の最も重要な権利を確保する観点からは、本来は有効な議決権行使として扱うべき議決権行使書の一部が、JaStにおいて無効なものとして処理されてきたという事実は、重く受け止める必要がある。
- ▶ SMTBからは、JaStにおける先付処理を廃止させた上で、来年3月の株主総会からは、①新たな集計方法の導入、②法令等遵守・管理体制の一層の強化、そして③議決権行使の電子化の推進を含む再発防止策を講じる旨の説明を受け、当該再発防止策自体には、相応の合理性が認められる。当社株主による議決権行使を守るためには、これらの再発防止策が現実に実施され、かつ維持されることが重要である。
- ▶ 当社としても、将来に向けて株主の議決権行使に支障が生じることのないよう、万全を尽くすべきである。具体的には、翌期以降の株主総会招集通知の発送に際し、株主に対して電磁的方法による議決権行使を促すことや、株主総会招集通知の早期発送を含めた、株主総会における議決権行使に係る適切な環境整備に、引き続き尽力すべきである。

### 3. 臨時報告書の訂正内容について

2020年7月30日までに物理的に持ち込まれていたものの有効な議決権として集計されなかった議決権数合計58,747個（議決権比率1.3%）は有効なものとし、各議案についての賛成率を含め再集計の上、臨時報告書の訂正報告書を本日提出いたします。本訂正後の集計結果については別紙を参照願います。

なお、本訂正によっても、本定時株主総会で上程された議案の可決否決の結果に影響はないことを改めてお知らせいたします。

### 4. 今後の対応について

当社としては株主様の重要な意思決定を集計に反映できなかったことは誠に遺憾であります。

SMTBによる再発防止策の詳細については、同社の2020年12月17日付「議決権行使書集計業務の見直し及び再発防止策等について」を参照願います。当社としても、翌期以降の株主総会に向けて、SMTBの再発防止策の実施状況について確認していくとともに、株主総会招集通知の発送に際し、株主に対して電磁的方法による議決権行使を促すことや、株主総会招集通知の早期発送を含めた、株主総会における議決権行使に係る適切な環境整備に引き続き尽力してまいります。

以上

## 別紙

第 181 期定時株主総会における議決権行使の集計結果の訂正内容は以下のとおりです。

(訂正前)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個) (注) 1	本総会出席 株主のうち 賛否を確認 できなかった株主の議 決権(個)	可決要件	決議 の結果	賛成 の割合	反対 の割合
第 1 号議案	<u>3,237,642</u>	<u>9,650</u>	63,916	1,305	(注) 2	可決	<u>97.74%</u>	<u>0.29%</u>
第 2 号議案								
網川 智	<u>2,979,833</u>	<u>267,207</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>89.95%</u>	<u>8.07%</u>
車谷暢昭	<u>1,920,234</u>	<u>628,121</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>57.96%</u>	<u>18.96%</u>
古田佑紀	<u>2,697,344</u>	<u>549,696</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>81.42%</u>	<u>16.59%</u>
太田順司	<u>1,973,905</u>	<u>574,450</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>59.58%</u>	<u>17.34%</u>
小林伸行	<u>2,834,611</u>	<u>412,429</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>85.56%</u>	<u>12.45%</u>
山内 卓	<u>2,698,122</u>	<u>548,918</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>81.44%</u>	<u>16.57%</u>
藤森義明	<u>2,587,097</u>	<u>659,943</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>78.09%</u>	<u>19.92%</u>
Paul J. Brough (ポール ブロフ)	<u>2,537,848</u>	<u>10,507</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>76.60%</u>	<u>0.32%</u>
Ayako Hirota Weissman (ワイズマン 廣 田 綾子)	<u>2,538,951</u>	<u>9,404</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>76.64%</u>	<u>0.28%</u>
Jerome Thomas Black (ジェリー ブラ ック)	<u>2,538,859</u>	<u>9,496</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>76.63%</u>	<u>0.29%</u>
George Raymond Zage III (レイモンド ゼ イジ)	<u>2,285,562</u>	<u>10,195</u>	1,015,862	1,305	(注) 3	可決	<u>68.99%</u>	<u>0.31%</u>
永山 治	<u>3,236,683</u>	<u>11,020</u>	63,916	1,305	(注) 3	可決	<u>97.70%</u>	<u>0.33%</u>
第 3 号議案								
Allen Chu	<u>813,981</u>	<u>1,734,809</u>	63,916	1,305	(注) 3	否決	<u>31.14%</u>	<u>66.37%</u>

清水雄也	<u>813,977</u>	<u>1,734,813</u>	63,916	1,305	(注) 3	否決	<u>31.14%</u>	<u>66.37%</u>
第4号議案								
竹内 朗	<u>1,389,562</u>	<u>1,814,056</u>	107,870	1,305	(注) 3	否決	<u>41.95%</u>	<u>54.76%</u>
杉山忠昭	<u>1,248,388</u>	<u>1,955,230</u>	107,870	1,305	(注) 3	否決	<u>37.68%</u>	<u>59.02%</u>
今井陽一郎	<u>1,438,620</u>	<u>1,814,542</u>	58,326	1,305	(注) 3	否決	<u>43.43%</u>	<u>54.77%</u>

(注) 1. 当社では、議決権行使書面に棄権欄を設けておらず、また株主総会当日において棄権票を数えることはしていません。ただし、棄権の意思が明示された場合に限り棄権票として取り扱っています。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(訂正後)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個) (注) 1	本総会出席 株主のうち 賛否を確認 できなかった 株主の議 決権(個)	可決要件	決議 の結果	賛成 の割合	反対 の割合
第1号議案	<u>3,295,942</u>	<u>10,088</u>	63,916	1,305	(注) 2	可決	<u>97.77%</u>	<u>0.30%</u>
第2号議案								
綱川 智	<u>3,038,126</u>	<u>267,668</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>90.11%</u>	<u>7.94%</u>
車谷暢昭	<u>1,928,526</u>	<u>678,583</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>57.20%</u>	<u>20.13%</u>
古田佑紀	<u>2,705,475</u>	<u>600,319</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>80.24%</u>	<u>17.80%</u>
太田順司	<u>1,982,206</u>	<u>624,903</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>58.79%</u>	<u>18.53%</u>
小林伸行	<u>2,892,916</u>	<u>412,878</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>85.80%</u>	<u>12.25%</u>
山内 卓	<u>2,706,431</u>	<u>599,363</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>80.27%</u>	<u>17.78%</u>
藤森義明	<u>2,595,398</u>	<u>710,396</u>	64,579	1,305	(注) 3	可決	<u>76.98%</u>	<u>21.07%</u>
Paul J. Brough (ポール ブロフ)	<u>2,596,141</u>	<u>10,968</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>77.00%</u>	<u>0.33%</u>
Ayako Hirota Weissman (ワイズマン 廣 田 綾子)	<u>2,597,249</u>	<u>9,860</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>77.03%</u>	<u>0.29%</u>

Jerome Thomas Black (ジェリー ブラ ック)	<u>2,597,152</u>	<u>9,957</u>	763,264	1,305	(注) 3	可決	<u>77.03%</u>	<u>0.30%</u>
George Raymond Zage III (レイモンド ゼ イジ)	<u>2,343,860</u>	<u>10,651</u>	1,015,862	1,305	(注) 3	可決	<u>69.52%</u>	<u>0.32%</u>
永山 治	<u>3,294,818</u>	<u>11,639</u>	63,916	1,305	(注) 3	可決	<u>97.72%</u>	<u>0.35%</u>
第3号議案								
Allen Chu	<u>865,443</u>	<u>1,742,100</u>	63,916	1,305	(注) 3	否決	<u>32.38%</u>	<u>65.18%</u>
清水雄也	<u>865,473</u>	<u>1,742,070</u>	63,916	1,305	(注) 3	否決	<u>32.38%</u>	<u>65.18%</u>
第4号議案								
竹内 朗	<u>1,441,387</u>	<u>1,820,984</u>	107,870	1,305	(注) 3	否決	<u>42.75%</u>	<u>54.01%</u>
杉山忠昭	<u>1,250,212</u>	<u>2,012,159</u>	107,870	1,305	(注) 3	否決	<u>37.08%</u>	<u>59.68%</u>
今井陽一郎	<u>1,490,410</u>	<u>1,821,505</u>	58,326	1,305	(注) 3	否決	<u>44.21%</u>	<u>54.03%</u>

(注) 1. 当社では、議決権行使書面に棄権欄を設けておらず、また株主総会当日において棄権票を数えることはしていません。ただし、棄権の意思が明示された場合に限り棄権票として取り扱っています。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。